東京医療保健大学和歌山看護学部履修規程

（趣旨）

第1条　この規程は、和歌山看護学部の教育課程、履修・卒業・国家試験受験資格、学年・学期・休業に関し、東京医療保健大学学則（以下「学則」という。）及び東京医療保健大学学部履修通則（以下「通則」という。）に定めるもののほか、必要なことを定めることを目的とする。

（授業科目）

第2条　通則第 2 条第 1 項の和歌山看護学部の授業科目は、学則第 10 条第 7 項各号に定める構成とし、卒業要件上、次の通り区分する。

（１）　必修科目・・・・・必ず履修しなければならない科目

（２）　選択必修科目・・・指定された区分科目の中から、所定の単位数を履修しなければならない科目

（３）　選択科目・・・・・自由に選択できる科目

2　学則第 11 条に規定する和歌山看護学部の授業科目に、通則第 3 条第 2 項の学修の段階や順序等を示す科目ナンバリングを行い、学生に開示するものとする。

（学外における実習時間等）

第 3 条　通則第 4 条第 5 項の学外における実習時間等は、別に定める。

（追試験、再試験及び再履修手続き）

第 4 条　通則第 7 条第 4 項の追試験、再試験及び再履修に関する必要な事項を次のとおり定める。

1　追試験

(1) 疾病その他やむを得ない事情により試験を受けられなかった場合には、試験欠席届に試験を受けられなかった理由を証する書面を添えて、定められた期間内に事務部に提出するものとする。

(2) 追試験が実施される場合、前号の届け出に加え、当該科目の科目担当責任者の許可を得れば、追試験受験願に受験料を添えて申請し、受験することができる。

(3) 試験を受けられなかった事情が、下記に該当する場合は、前号の規定にかかわらず受験料は不要とする。

ア　学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症にり患し、学校医から出席停止を指示された場合

イ　公共交通機関の運休・遅延

2　再試験

(1) やむを得ない事情以外の事情により試験を受けなかった場合には、試験欠席届を、定められた期間内に事務部に提出するものとする。

(2) 試験が合格点に達しなかった場合及び止むを得ない事情以外で試験を受けなかった場合、当該科目担当責任者の判断で再試験を行うことができる。なお、必修科目においては、止むを得ない理由があると学部の教授会が認めた場合を除き、再試験を実施するものとする。ただし、再試験は原則1回に限るものとする。

(3) 再試験が実施される場合、再試験受験願に受験料を添えて申請し、受験することができる。

3　再履修

(1) 不合格となった科目は、原則として当該科目の科目担当責任者の承認を得て次年度以降に再履修することができる。

(2) 再履修を希望する学生は、再履修願に受講料を添えて定められた期間内に事務部に提出するものとする。ただし、通則第13条第2項に規定する留年の場合は、受講料は不要とする。

（履修登録）

第5条　学生は、履修しようとする科目について、年度初めの指定された期日までに電磁的方法により履修登録をするものとする。

2　第1項により履修登録された科目のうち、選択科目については、当該科目の開講されるクォーター（複数クォーターにまたがる科目にあっては、初めのクォーター）始めの別途指定する期間内に登録変更することができるものとする。

3　通則第8条第3項の1年間に履修登録できる単位数の上限は、44単位とする。

4　前項の単位数の上限に算入しない科目は、別表1に掲げる科目とする。

5　第3項の規定にかかわらず、別に定める所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（進級等の要件及び成績不振者に対する措置）

第6条　通則第13条第1項の進級要件及び仮進級要件は次のとおりとする。

(1) 1年生から3年生は、各年次に配置されている必修科目を、すべて修得していること。

(2) 進級要件を満たしていない1年生に対しては、1年次に配置されている必修科目のうち、不合格により修得できなかった科目が2科目以下の場合、2年次への仮進級を認めるものとする。

(3) 前2号に定めることのほか、上級年次へ進級あるいは仮進級するために必要な事項を、別途定めることができる。

2　進級判定に際し、学生のｆGPAが1．0未満である場合には、強く改善が望まれる状況にあることを学生及び保証人に通告するものとする。

（教育職免許状の資格取得）

第７条　学則第１８条の２の規定に基づき、教育職員免許状の資格取得を希望する学生は、別表２に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

付則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（全部改正）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表１（第５条関係）

１年間に履修登録できる単位数の上限に含めない科目

①　「教養分野」の選択科目のうちの次の科目

「外国語」区分・・・・・フランス語、韓国語、英会話Ⅱ

「人文・社会」区分・・・哲学と宗教、ボランティア活動、生命倫理学、社会学、文化人類学、ジェンダー論、芸術、経済学、国際関係論

「自然科学」区分・・・・生物学、化学、物理学

②　保健師国家試験受験資格及び養護教諭一種免許状資格に係る以下の科目

開講年次	科目名
１年次	※パーソナル・コンピューター入門（1 単位）、※情報科学概論（1 単位）、日本国憲法（2 単位）、スポーツ科学（1 単位）、スポーツ実習（1 単位）
２年次	教育心理学（2 単位）、社会福祉論（2 単位）、学校保健Ⅰ（1 単位）、学校保健Ⅱ（1 単位）、教職論（2 単位）、教育原理（1 単位）、教育課程論（1 単位）、教育制度論（1 単位）、教育方法論（1 単位）、特別活動の指導法（1 単位）、学校教育相談（2 単位）
３年次	特別支援教育の基礎（1 単位）、道徳教育/総合的な学習の時間の指導法（1 単位）の理論と方法（1 単位）、養護概論（2 単位）、学校健康相談（2 単位）、生徒指導論（1 単位）、公衆衛生看護活動論（2 単位）、産業保健（1 単位）
４年次	災害看護学実践論Ⅰ（2 単位）、国際看護学（1 単位）、公衆衛生看護活動展開論（4 単位）、公衆衛生看護学実習Ⅰ（1 単位）、公衆衛生看護学実習Ⅱ（1 単位）、公衆衛生看護学実習Ⅲ（3 単位）、公衆衛生看護管理論（1 単位）、養護実習事前・事後指導（1 単位）、養護実習（4 単位）、教職実践演習（養護教諭）（2 単位）

※教養科目のパーソナル・コンピューター入門、情報科学概論はいずれか選択

③　既修得単位科目及び再履修科目

別表２（第７条関係）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位については以下の表１－１から４－１に示す。

１－１教職に関する科目（平成 30 年度入学生まで適用）

削除

１－２教職に関する科目（平成 31 年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	１単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原理	1		2	１５
		教職論	2		2	１５
		教育制度論	1		2	１５
		教育心理学	2		2	１５
		特別支援教育の基礎	1		3	１５
		教育課程論	1		2	１５
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育/総合的な学習時間の指導法	1		3	１５
		特別活動の指導法	1		2	１５
		教育方法論	1		2	１５
		生徒指導論	1		3	１５
		学校教育相談	2		3	１５
教育実践に関する科目	7	養護実習事前・事後指導	1		4	１５
		養護実習	4		4	４５
		教職実践演習（養護教諭）	2		4	１５
必要修得単位数	２１		２１			

１－２教職に関する科目（令和４年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	１単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原理	1		2	１５
		教職論	2		2	１５
		教育制度論	1		2	１５
		教育心理学	2		2	１５
		特別支援教育の基礎	1		3	１５
		教育課程論	1		2	１５
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育/総合的な学習時間の指導法	1		3	１５
		特別活動の指導法	1		2	１５
		教育方法論	1		2	１５
		生徒指導論	1		3	１５
		学校教育相談	2		2	１５
教育実践に関する科目	7	養護実習事前・事後指導	1		4	１５
		養護実習	4		4	４５
		教職実践演習（養護教諭）	2		4	１５
必要修得単位数	２１		２１			

２－１養護に関する科目（令和３年度入学生まで適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	１単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	疫学・保健統計論	2		2	１５
		保健医療福祉行政論	2		2	１５
		公衆衛生学	2		1	１５
学校保健	2	学校保健Ⅰ（学校保健の概要）	1		2	１５
		学校保健Ⅱ（学校保健と学習指導要領）	1		3	１５
養護概説	2	養護概論	2		3	１５
健康相談活動の理論及び方法	2	学校健康相談	2		3	１５
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2		1	１５
解剖学及び生理学	2	体の仕組みと働きⅠ（呼吸・循環・血液・消化器系）	2		1	１５
		体の仕組みと働きⅡ（骨格・筋・神経・腎・内分泌・生殖器系）	2		1	１５
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	病原微生物学	2		1	１５
		臨床薬理学	2		2	１５
精神保健	2	精神看護学概論	1		2	３０
		精神看護援助論Ⅰ（心の健康を維持・増進する看護）	2		2	１５
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	１０	基礎看護学概論	2		1	１５
		基礎看護援助実習Ⅰ（看護観察・体験実習）	1		1	４５
		基礎看護援助実習Ⅱ（看護展開実習）	2		2	４５
		看護統合実習	2		4	４５
		小児看護学概論	1		2	３０
		小児看護援助論Ⅱ（健康障害をもつ子どもの看護）	1		3	３０
		小児看護学実習	2		３・４	４５
		精神看護援助論Ⅱ（心の健康障害をもつ対象の看護）	1		3	３０
		急性期看護援助論	2		2	１５
		急性期看護学実習	3		３・４	４５
必要修得単位数	２８		４２			

２－２養護に関する科目（令和４年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	１単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	疫学・保健統計論	2		2	１５
		保健医療福祉行政論	2		2	１５
		公衆衛生学	2		1	１５
学校保健	2	学校保健Ⅰ（学校保健の概要）	1		2	１５
		学校保健Ⅱ（学校保健と学習指導要領）	1		2	１５
養護概説	2	養護概論	2		3	１５
健康相談活動の理論及び方法	2	学校健康相談	2		3	１５
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2		1	１５
解剖学及び生理学	2	体の仕組みと働きⅠ（筋・骨格系、自律神経系、内分泌系、血液）	1		1	１５
		体の仕組みと働きⅡ（脳神経系、神経系、感覚器系、免疫系）	1		1	１５
		体の仕組みと働きⅢ（循環器系、呼吸器系）	1		1	１５
		体の仕組みと働きⅣ（泌尿器系、消化器系、生殖器系）	1		1	１５
微生物学、免疫学、薬理概論	2	病原微生物学	2		1	１５
		臨床薬理学	2		2	１５
精神保健	2	精神看護学概論	1		2	３０
		精神看護学実践論Ⅰ（精神医療保健と看護）	2		2	１５
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	１０	基礎看護学概論	1		1	１５
		基礎看護学実習Ⅰ（早期体験実習）	1		1	４５
		基礎看護学実習Ⅱ（看護過程展開実習）	2		2	４５
		看護統合実習Ａ（組織された看護実践）	2		4	４５
		小児看護学概論	1		2	３０
		小児看護学実践論Ⅱ（小児における看護過程の展開）	1		3	３０
		小児看護学実習	2		3	４５
		精神看護学実践論Ⅱ（精神看護）	1		3	３０
		急性期看護学実践論	1		2	１５

		急性期看護学実習	2		3	４５
必要修得単位数	２８		３９			

３－１養護又は教職に関する科目（平成 30 年度入学生まで適用）

削除

３－２大学が独自に設定する科目（平成 31 年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	１単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
大学が独自に設置する科目	7	クリティカル・シンキングⅡ（看護過程演習）	1		2	３０
必要修得単位数	7		1			

最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」について、6 単位以上修得。

３－３大学が独自に設定する科目（令和 4 年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	１単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
大学が独自に設置する科目	7	基礎看護学実践方法論	2		2	１５
必要修得単位数	7		2			

最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」について、5 単位以上修得。

４－１教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（平成 30 年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則 第６６条の６に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当 年次	１単位 当たりの 時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修 単位数	選択 単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1	１５
体育	2	スポーツ科学	1		1・2・3	１５
		スポーツ実習	1		1・2・3	３０
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ（入門）	2		1	１５
		英会話Ⅱ（基礎）	2		1	１５
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		1	１５
必要修得単位数	8		１０			

４－２教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目(令和４年度入学生から適用)

教育職員免許法施行規則 第６６条の６に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当 年次	１単位 当たりの 時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修 単位数	選択 単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1	１５
体育	2	スポーツ科学	1		1	１５
		スポーツ実習	1		1	３０
外国語コミュニケーション	2	英語	2		1	１５
		英会話Ⅰ（基礎）	2		1	１５
情報機器の操作	2	情報リテラシー	1		1	１５
		パーソナル・コンピューター入門※		1	1	１５
		情報科学概論※		1	1	１５
必要修得単位数	8		9	1		

※教養科目のパーソナル・コンピューター入門、情報科学概論はいずれか選択。